

第686号

平成30年8月1日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山内 孝典



### 規程の改正について

次の規程について添付の通り平成30年8月1日付で改定いたしますので、  
公告します。

改正する規程 : 印章規程

以 上

## 印章規程

(目的)

第1条 この組合が使用する印章及びその取扱については、この規程の定めるところによる。

(印章の種類および規格等)

第2条 印章の種類、規格及びその管理者は、別表のとおりとし、その種類は各1個とする。ただし、受付印、適用関係確認印及び保健事業利用承認印については、必要により個数を増すことができる。

(押印の行使)

第3条 印章は、外部発送の文書、証書または資金の出納等のため押印の必要がある場合に管理者自らこれを行うものとする。

(印章の保管)

第4条 印章は、鍵のかかる容器に納めて、一定の場所にこれを厳重に保管するものとする。

第5条 印章の新調、改刻及び廃印については、理事長の決裁を受けすべて管理者がこれにあたる。

2 印章を廃する場合は、理事長の決裁を受け完全に印刻を磨滅し、管理者が確認するものとする。

第6条 前条により新調または改刻した印章台帳（様式第1号）に印影を押印し、理事長の決裁を受けてから使用するものとする。

2 廃印については、印章台帳にその旨記入のうえ、理事長の決裁を受けるものとする。

第7条 印章台帳簿は事務長において管理するものとする。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

## 別表

種別	規格		使用範囲	管理者
	寸法	印刻文字		
組合印	2.5 c m 角	長瀬産業健康保険組合之印	組合名をもって発送する文書及び組合名で発行する証書	常務理事
組合印	2.5 c m 角	長瀬産業健康保険組合之印	組合名をもって発送する文書及び組合名で発行する証書	常務理事
理事長印	1.8 c m 円	長瀬産業健康保険組合理事長	資金の出納	常務理事
	1.7 c m 円	長瀬産業健康保険組合理事長	理事長名で発送する上記以外の文書 契約及び監督官庁関係文書 適用関係書類の確認	常務理事

備考 1. 印刻文字には、文字配列の都合により「印」または「之印」を加えることができる。

2. 印材及び印刻文字の書体は適宜とする。